

■卒業認定について

(単位及び卒業の認定)

第28条 単位及び卒業の認定は、学業成績、出欠状況について認定のうえ、教務委員会の議を経て校長が行う。

卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要
卒業の認定に関わる、成績評価、試験、合格点、再試験、追試験、単位、認定について、学生便覧を作成し学生に配付。